

規格・基準等の事前意図公告

〔 この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9. 1に基づくものです。 〕

肥料取締法施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件の改正について

下記のとおり普通肥料の公定規格を改正するので、お知らせします。御意見のある場合は、下記の要領で御提出下さい。

記

- 1 件名
肥料取締法施行規則第二条の二の規定に基づき植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料から除くものを指定する件) の改正
- 2 対象品目
肥料 (関税番号) 3102、3105
- 3 趣旨及び目的
農業生産力の維持増進及び国民の健康の保護に資するため、科学技術の進展や農業を取り巻く情勢等を踏まえ、公定規格の改正を行う。

[改正点]

液状副産窒素肥料のうち食品工業において副産された発酵廃液を原料とするものについては、登録又は仮登録の申請の際に植物に対する害に関する栽培試験を要しないこととし、告示について所要の改正を行う。

- 4 適用予定日
2018年4月
- 5 意見提出先
農林水産省消費・安全局農産安全管理課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL 03-3502-8111 内線4508
FAX 03-3580-8592
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された日から60日間